

## 【質問】

診療を拒否されました。

## 【回答】

**診療の求めに応じないことが正当化される場合の考え方に、緊急対応の必要性や診療(勤務) 時間内であるか、信頼関係があるか、があります。**

医師法では、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」とされています。診療を断られたと考えている場合は、医療機関にその理由を確認してみましょう。

なお、厚生労働省の通知では、診療の求めに応じないことが正当化される場合の考え方に、最も重要な考慮要素は、患者について緊急対応が必要であるか否かであることとしています。このほか、次に掲げる事項も重要な考慮要素としています。

- 診療を求められたのが診療時間・勤務時間内であるか、それとも診療時間外・勤務時間外であるか
- 患者と医療機関・医師・歯科医師の信頼関係

### 【参考通知】

「応招義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」  
(令和元年12月25日付け医政発1225第4号)

なお、当窓口では、診療の求めに応じないことが正当化されるか否かの判断はできません。